

委 託 仕 様 書

1 委託業務名

温室効果ガス排出量取引制度に関する調査研究業務委託事業

2 委託業務の目的

国においては、地球温暖化対策基本法案の中で、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度を創設することとしている。また、これに先行し、東京都においては、今年度から排出量取引制度が実施されている。

こうした状況を踏まえ、各指定都市では、国内排出量取引制度の創設後の、家庭や地域、事業所における温室効果ガス排出量削減に向けた、新たな取組の検討が必要となってきた。

このため、先行事例等の調査研究を行い、今後の各指定都市における温暖化対策の推進に資する情報を提供する。

3 委託業務の内容

- ・ 国における国内排出量取引制度導入に向けた議論の整理
- ・ 国内の他自治体における排出量取引の事例調査
 - 東京都のようなキャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度に限らず、自主参加型国内排出量取引制度も調査の対象とする。
- ・ 排出量取引制度が導入されている諸外国における、排出量取引制度導入に応じて実施された地方自治体の温室効果ガス削減の取組
 - 各国における取組状況（概要）
 - 先進的な取組を行っている地方自治体の調査（参考になる事例があれば）
- ・ 排出量取引制度導入に伴う指定都市への影響
 - 企業の国際競争力低下に伴う工場の海外移転など
- ・ 上記調査から得られた、指定都市に参考になる情報の整理
 - 海外先進都市の事例を指定都市に導入が可能かどうか。また、可能な場合に考えられる課題など。

4 委託期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

5 特記事項

- (1) 定期的に進捗状況の報告や打合せ会議を実施する。開催については、指定都市市長会の要請に基づき月1回程度とする。
- (2) 指定都市市長会事務局が提供し、または本業務委託で作成する調査資料に関する

すべての権利は指定都市市長会事務局に帰属するものとする。

- (3) 受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ事務局の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本仕様書に明記していない事項や仕様変更等が必要な場合には、受託者は指定都市市長会事務局と誠意を持って協議を行い、解決するものとする。
- (5) 作業全般における要件
- ① 受託者は、指定都市市長会事務局にとって最適な成果が得られるよう、指定都市市長会事務局の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
 - ② 受託者は、指定都市市長会事務局から引き渡された原票、資料、貸与品等を、指定都市市長会事務局の許諾なくして複製又は複製しないこと。
 - ③ 受託者は、本仕様書によるすべての作業において、指定都市市長会事務局が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
 - ④ 本仕様による納入成果物について、指定都市市長会事務局がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

6 納入成果物

納入成果物	仕様
「温室効果ガス排出量取引制度に関する調査研究報告書」(冊子)	数量 20部 仕上り寸法 A4判(縦型) 頁数 100頁程度を想定(表紙、目次等を含む)
同 概要版	数量 20部 仕上り寸法 A4判(縦型) 頁数 6頁程度を想定(表紙を含む)
同内容の電子媒体	Microsoft社OfficeのWord、Excel等で作成し、CD-R等により納品する。